

道外で

妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査を受けられる方へ

対象者

恵庭市に住民登録があり、道外の医療機関等において自己負担で、妊婦健康診査、産婦健康診査を受けた方または新生児聴覚検査、1か月児健康診査を受けた乳児

助成内容

妊婦健康診査、産婦健康診査、1 か月児健康診査は受診時期による以下の金額を上限に助成します。

(1) 妊婦健康診査受診票の使用時期と助成金額

受診票の種類	妊婦一般健康診査助成金額			超音波検査助成金額	
	No	医療機関	助産所	No	医療機関・助産所
第 8 週前後	1	25,240 円	—		—
第 12 週前後	2	1,020 円	3,170 円	1	5,300 円
第 16 週前後	3	1,020 円	1,020 円		—
第 20 週前後	4	1,020 円	1,020 円		—
第 24 週前後	5	4,690 円	—		—
第 26 週前後	6	1,020 円	1,020 円	2	5,300 円
第 28 週前後	7	1,020 円	1,020 円		—
第 30 週前後	8	1,020 円	1,020 円		—
第 32 週前後	9	1,020 円	1,020 円		—
第 34 週前後	10	3,120 円	3,120 円	3	5,300 円
第 36 週前後	11	6,680 円	—		—
第 37 週前後	12	3,120 円	3,120 円	4	5,300 円
第 38 週前後	13	3,120 円	3,120 円	5	5,300 円
第 39 週前後	14	3,120 円	3,120 円	6	5,300 円

(2) 産婦健康診査受診票の使用時期と助成金額

第1回(産後2週前後)	5,000 円	第 2 回(産後1ヵ月前後)	5,000 円
-------------	---------	----------------	---------

(3) 新生児聴覚検査受診票の使用時期と助成金額

初回検査(出生後 1 週間以内)	全額
------------------	----

※再検査は助成対象外となります。

(4) 1 か月児健康診査受診票の使用時期と助成金額

1 回(生後 27 日から生後 6 週)	4,000 円
----------------------	---------

申請について

【申請に必要なもの】

- ・助成申請書
- ・妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・1 か月児健康診査に係る領収書
(受診年月日、医療機関名、検査内容、金額が記載されているもの)
- ・母子健康手帳
- ・使用していない受診券
- ・振込先がわかるもの(キャッシュカード、通帳等)

【申請期限】

最後の受診・検査をしてから 1 年以内

出産医療機関で新生児聴覚検査を実施していない場合は？

新生児聴覚検査を実施していない医療機関で出産された場合でも、他院で生まれた赤ちゃんの検査をすることができる医療機関もありますので、詳しくはお問合せください。

<お問い合わせ・申請先>

恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター 母子保健担当

〒061-1498 恵庭市京町1番地 TEL 0123-33-3131(内線 1253)